

新座市水道事業における給水管取付け配水管及び配管方式に関する要綱

昭和48年7月25日

要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、給水管を配水管に取付けるために必要な配水管及び配管方式を定めることを目的とする。

(配水管の区分)

第2条 配水管のうち、口径300mm以上のものを配水本管、それ未満のものを配水支管という。

(給水管取付け配水管の限定)

第3条 給水管は、配水支管に取付けるものとし、配水本管には取付けないことを原則とする。

(給水管取付けのための配管方式)

第4条 給水管取付けのための配管方式は、次の各号による。

- (1) 給水管を取付ける箇所の道路又は土地に配水本管と配水支管が布設してある場合は、給水管は配水支管に取付ける。
- (2) 給水管を取付ける箇所の道路又は土地に配水本管が布設してあり、配水支管がこの箇所より近距離地点に布設してある場合は、この地点より給水管取付け箇所まで配水支管を延長し、これに取付けること。
- (3) 前号の場合において、配水支管が近距離地点にない場合は、給水管を取付ける箇所にある配水本管から、配水支管の分岐を行ない、これに給水管を取付ける。
- (4) 大工場その他から大口の需要があつて管径の大きい給水管（T字管又は特殊分水せんによる口径50mm以上の管）は、配水本管に取付けてもよい。
- (5) 配水管未設道路又は土地に配水本管を布設する場合は、配水支管をも同時に布設し、給水管は配水支管に取付ける。

(配管に必要な費用の負担区分)

第5条 配管に必要な費用の負担区分は、次の各号による。

- (1) 前条第2号及び第3号の場合においては、新座市水道事業以外の配水管拡張工事に関する取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）の第2条の規定による。
- (2) 前条第5号の場合は、市がその年度内に定めた計画に基づく配水本管及び配水支管の布設に必要な費用は、市の負担とする。ただし、給水申請に伴っ

て配水管の布設を必要とする場合においては、本市水道事業管理者が決定するその給水に必要な管径および管種による工事費に相当する額の負担割合は「取扱要綱」第2条に規定するところによることとし、市が計画する配水本管ならびに配水支管の布設に必要な全体費用額と、当該申請者負担額との差額を市の負担とする。

附 則（令和3年2月15日告示）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。